緊急 支援



支える人を支えよう

赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える人たちの支援活動



支援活動への助成を行うとともに、その財源となる寄付金も同時募集します。

[助成内容]

新型コロナウイルス感染症の流行等の影響で浮き彫りになった、地域の子どもたちや家族をめぐる生活課題を解決するための活動と、これらの活動を含む地域福祉活動の再開等を支援する事業に対して助成します。

(活動の事例)

見守りを兼ねた配食事業、環境衛生に配慮した居場所づくり、フードパントリー活動など食材や 食事を提供する事業、居場所が失われた人や経済的困窮に陥った家庭への相談支援・生活支援、 虐待のシェルター等の活動、新たな支援方法の試行、地域活動再開のための支援(情報収集・現状 調査・環境整備・人材育成・研修等)、中間支援団体が行う活動団体への緊急小口助成 など

(助成申請受付)

- ① 令和2年7月22日(水)から8月10日(月)まで → 8月20日ごろに助成決定
- ② 令和 2 年11月 1 日(日)から11月 20 日(金)まで →11 月 30 日ごろに助成決定

[寄付の方法]

群馬県共同募金会又は中央共同募金会のホームページに寄付の手続き方法をお示ししております。 (クレジットカード決済による寄付、金融機関への振込による寄付、群馬県共同募金会事務局での受付など) ※所得税、法人税の優遇措置制度もございます。詳しくはお問合わせください。

[お問合せ先]

社会福祉法人群馬県共同募金会 事務局 〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター4F 電話・027-255-6596 Eメール・info2@akaihane-gunma.or.jp

「支える人を支えよう! 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」 群馬県実施要項(抜粋)

◆キャンペーン概要

今般の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)の流行等の影響で浮き彫りになった、地域の子どもたちや家族をめぐる生活課題を解決するために、支援活動を行う団体等へ助成するとともに、その財源となる寄付を全国協調で呼びかけることで、この困難の局面をみんなで乗り越えていこうと働きかけるキャンペーンです。

◆実施者·協力者

(実施主体)群馬県共同募金会 / (協働実施)全国の都道府県共同募金会及び中央共同募金会 (協力)群馬県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会

◆助成について

- ① 申請者: 非営利活動を目的として設立された法人及び団体で、群馬県内で活動するもの。
- ② 対象事業: a.感染症拡大等の影響で浮き彫りになった、地域の子どもたちや家族をめぐる生活課題 を解決するために、地域住民やボランティア等と連携し創意工夫して取り組む事業。
 - b. 上記 a を含む住民主体の地域福祉活動の再開等を支援する事業。
- ③ 対象期間: 令和2年度中に実施する事業で、次のいずれかの条件を満たすもの。
 - ・助成申請以前から取り組み、助成決定以後もしばらく継続するもの。
 - ・助成決定後すぐに着手し、しばらく継続するもの。

いずれの場合も、同じ事業形態を継続する必要はなく、取り組む課題や目的が一貫して変わらなければ、手法としての事業形態は状況に応じて変化させて構いません。

- ④ 対象経費: 対象事業の経費として特定できるものであれば計上できます。
- ⑤ 助成申請上限額:30万円(対象経費に対する助成金割合は問いません。) ただし、1申請者が提出できる申請は1件のみです。
- ⑥ 留意事項: 申請多数の場合は、今後の社会情勢の変化を見通して、人々の「つながりの再構築」を 目指す視点で審査を行い、優先順位をつけて選考します。
- ⑦ 申請受付: ·令和 2 年 7 月 22 日(水)から 8 月 10 日(月)まで → 8 月 20 日ごろに助成決定 ·令和 2 年11月 1 日(日)から11月 20 日(金)まで →11 月 30 日ごろに助成決定

◆寄付金募集について

- ① 受入口座: 群馬銀行 県庁支店 普通預金 口座番号0036376 (口座名義)社会福祉法人群馬県共同募金会 ※振込手数料はご負担下さい。
- ② その他の寄付方法

インターネットでの寄付方法もございますので、詳しくは共同募金会ホームページをご覧ください。

- ④ 当キャンペーンへの寄付にかかる税制優遇について
- <法人税>・中央共同募金会を経由して群馬県を指定してご寄付いただきますと、令和3年1月31日分までは、財務省指定寄附金として法人税法上の全額損金算入可能となります。
 - ・群馬県共同募金会に直接ご寄付いただく場合は、9月30日分までは特定公益増進法人への寄付として特別損金算入、10月1日以降は共同募金として全額損金算入可能となります。
- <所得税>・個人所得税は、いずれの方法でも「所得控除」か「税額控除」のいずれかを選択できます。
- <住民税>・群馬県共同募金会に直接ご寄付いただく場合、10月1日以降は共同募金としてお預かりし、 群馬県内に住民票のある方は住民税控除の対象となります。
 - ・上記以外は、社会福祉法人への寄付にかかる税制優遇は自治体により異なります。